

議案第26号

三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>使用料の減免</u>) 第5条 町長は、健康増進及び体育振興上、<u>特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(<u>使用料の免除</u>) 第5条 町長は、健康増進及び体育振興上、<u>特に必要があると認めるときは使用料を免除することができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。